

## 越前市地域支援職員の設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、越前市地域自治振興条例（平成17年越前市条例第7号）第3条第2項の規定に基づき、自治振興会と市が積極的に協働関係を構築しながら地域自治を推進するため、自治振興会の地域自治の振興を支援する地域支援職員（地域支援員及び地域支援主事をいう。）の設置等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、越前市地域自治振興条例において使用する用語の例による。

(地域支援員)

第3条 市長は、市民協働課に地域支援員を置く。

2 地域支援員は、地区の市民等にかかわる身近な課題を把握し、自治振興会がその課題を解決するために行う計画の策定及び実施に対し必要な支援及び調整を行う。ただし、その課題解決のための活動はできる限り自治振興会にゆだねることを基本とすることに留意しなければならない。

3 地域支援員は、地域支援主事が行う事務について、自治振興会と必要な調整を行う。

(地域支援主事)

第4条 市長は、各地区に地域支援主事を置く。

2 各地区の地域支援主事は、当該地区に設置された公民館に所属する公民館主事をもって充てる。

3 地域支援主事は、市民協働課長の監督に属する。

4 各地区の地域支援主事は、次に掲げる事務のうち市が当該地区の自治振興会から受託した事務を処理する。

- (1) 文書の收受と発送の事務
- (2) 市関係部署と日程等を調整する事務
- (3) 会議の資料作成を補助する事務
- (4) 会議の記録作成を補助する事務

- (5) 出納を補助する事務
- (6) 広報等の作成を補助する事務
- (7) 各専門部会の活動を補助する事務
- (8) 各事業の企画や実施を補助する事務
- (9) 金融機関の入出金伝票を記入する事務
- (10) 自治振興会の債権者に対する支払を主として行う事務
- (11) 社会教育講座事業に関する事務

5 前項の規定にかかわらず、地域支援主事は、当該自治振興会の次に掲げる事務については、処理することができない。

- (1) 預貯金通帳及び銀行印等を管理する事務
- (2) 事業計画書、要望書、予算書、決算書等を主として企画又は作成する事務  
(社会教育講座事業に関するものを除く。)
- (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(越前市地域支援主事の設置等に関する要綱の廃止)

2 越前市地域支援主事の設置等に関する要綱（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。